

児童福祉法改正の概要（障害児関係）

「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）が令和4年6月15日に公布され、障害児関係について改正が行われることになりました。

また、この法改正等を受けた関係省令の改正に伴い、神奈川県の関係条例の改正を予定していますので、併せて報告します。

1 児童福祉法の改正

（1）主な改正内容

ア 障害児通所支援に関する事項

（ア）肢体不自由のある児童を支援の対象とした医療型児童発達支援について全ての障害児を対象とする児童発達支援に一元化するものとした。（第6条の2の2第2項関係）

（イ）放課後等デイサービスの対象となる障害児に、専修学校及び各種学校に就学している障害児のうち、その福祉の増進を図るため、授業の終了後又は休業日における支援の必要があると市町村長が認める者を加えるものとした。（第6条の2の2第3項関係）

（ウ）児童発達支援センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設であることを明確化するものとした。（第43条関係）

イ 障害児入所施設に関する事項

（ア）都道府県は、障害児入所施設に在所している障害児等が、障害福祉サービス等を利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について、市町村その他の関係者との協議の場を設け、市町村その他の関係者との連携及び調整を図ることその他の必要な措置を講じなければならないものとした。（第24条の19第4項関係）

（イ）都道府県は、障害児入所給付費等の支給を受けている者又は措置により障害児入所施設に在所等している者であって、障害福祉サービス等を利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことが著しく困難なものについて、満20歳に到達してもなお引き続き指定入所支援を受けなければ、又は障害児入所施設に在所させる等の措置を採らなければその福祉を損なうおそれがあると認

めるときは、当該者が満 23 歳に達するまで、引き続き障害児入所給付費等を支給し、又は障害児入所施設に在所させる等の措置を採ることができるものとした。(第 24 条の 24 第 2 項及び第 31 条の 2 関係)

ウ 児童の権利の擁護に関する事項

都道府県知事又は児童相談所長は、児童に入所措置等を採る場合又は入所措置等を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合等においては、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向を勘案して入所措置等を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとらなければならないものとした。ただし、児童の生命又は心身の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ意見聴取等措置をとるいとまがないときは、児童に入所措置等を採り、又は入所措置等を解除し、停止し、若しくは他の措置への変更等を行った後速やかに意見聴取等措置をとらなければならないものとした。(第 33 条の 3 の 3 関係)

エ 児童の安全の確保に関する事項

児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項として児童の安全の確保を加えるものとした。(第 34 条の 16 第 2 項第 2 号及び第 45 条第 2 項第 3 号関係)

(2) 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日。ただし、2 (4) の「児童の安全の確保に関する事項」については令和 5 年 4 月 1 日。

2 関係条例の改正

(1) 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正の概要

ア 児童の安全の確保に関する事項

(ア) 障害児の安全を確保するための安全計画の策定、必要な措置の実施、従業者への周知、研修及び訓練の定期的実施に係る規定を追加するとともに、保護者に対し安全計画に基づく取組の周知及び安全計画の定期的見直しに係る規定を追加する。(第 41 条の 2、第 55 条の 5、第 59 条、第 71 条、第 78 条、第 78 条の 2、第 81 条、第 81 条の 9、第 89 条関係)

(イ) 障害児の移動のために自動車を運行する際の乗降時における点呼その他障害児の所在を確実に把握することができる方法による所在の確認に係る規定を追加するとともに、児童発達支援事業者、医療型児童発達支援事業者及び放課

後等デイサービス事業者が障害児の送迎のために日常的に自動車を運行する場合における当該自動車へのブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置の設置及び当該装置による所在の確認に係る規定を追加する。(第41条の3、第55条の5、第59条、第71条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9、第89条関係)

イ インクルーシブ保育に関する事項

(ア) 児童発達支援事業所及び医療型児童発達支援事業所において、当該事業所に通所する障害児と保育所等に入所等する児童とを交流させるときは、当該障害児の支援に支障がない場合に限り、当該事業所の従業者に保育所等に入所等する児童の保育に併せて従事させることができる規定を追加する。(第6条第9項、第7条第9項、第56条第3項、第63条第4項関係)

(2) 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正の概要

ア 児童の安全の確保に関する事項

(ア) 障害児の安全を確保するための安全計画の策定、必要な措置の実施、従業者への周知、研修及び訓練の定期的実施に係る規定を追加するとともに、安全計画の定期的見直しに係る規定を追加する。(第38条の2、第58条関係)

(イ) 障害児の移動のために自動車を運行する際の乗降時における点呼その他障害児の所在を確実に把握することができる方法による所在の確認に係る規定を追加する。(第38条の3、第58条関係)

(3) 施行期日等

ア 施行期日

令和5年4月1日。

イ 経過措置

安全計画の策定等に係る義務規定及び児童発達支援事業者等に対する送迎車両へのブザー等の設置に係る義務規定については、令和6年3月31日までは努力義務とする。